

Title	近世先進地帯, 畿内における頼母子講の一考察：保険共済思想の源流
Sub Title	A study of "Tanomoshi" (mutual financial association) in the late Tokugawa period
Author	小林, 惟司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.79, No.3 (1986. 8) ,p.294(30)- 309(45)
JaLC DOI	10.14991/001.19860801-0030
Abstract	
Notes	日本経済史特集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860801-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世先進地帯、畿内における頼母子講の一考察

——保険共済思想の源流——

小 林 惟 司

目 次

- 1 はじめに
- 2 摂津国豊島郡長興寺村の所領支配概況
- 3 大黒屋善兵衛頼母子講の性格・特徴
- 4 飯野藩の財政と権力
- 5 三つの頼母子講
- 6 農民構成と頼母子講
- 7 石高制と頼母子講
- 8 農民の階層分化
- 9 上方における金遣い、銭遣い
- 10 農民と銭
- 11 おわりに

1. はじめに

頼母子講は、意外に近代合理的な救恤思想と民衆自治制度をもち、近世後期の農民の階層分化の流れの中で、共同体的な補完と相互扶助の精神をもっていた。

庶民金融のなかでも貸金や質地金融とちがいで、収奪的性質が薄く、社会倫理的にも肯定的に評価できる質物と頼母子講は、車の両輪のように中世期から近世近代を貫流する重要な支えであるといえよう。

社会経済史の研究領域では、頼母子講は、金融の技術的知識を必要とするため、注目すべきテーマであるにも拘らず殆ど研究対象とされていない。社会経済史学会50年の歩みのなかで頼母子講を取扱った論考は僅少であって、管見するところ、山口麻太郎氏による沓岐に関する研究があるのみである。⁽¹⁾

従来、無尽・頼母子の研究は、当初、法制史的側面から行なわれ、ついで無尽取締強化論、批判論、擁護論を中心として信用組合との比較検討に関心がもたれ、これらに関する文献は枚挙に遑が

注(1) 山口麻太郎「沓岐に於ける無尽(頼母子講)の研究」(『社会経済史学』第5巻第3号、第4号、昭和10年6月、7月)。同論文は、無尽に関する本格的な歴史研究の嚆矢といえるもので、沓岐における第一次資料を使用し、無尽の組織と方法を綿密に検討されている。

(2)
ないほどである。

とくに、渋谷隆一氏は、愛知県下、森嘉兵衛氏は、岩手県下、福山昭氏は、大阪府下のそれぞれの資料によって無尽の高利貸資本的機能を実証で明確にしようとされており、また、岩橋勝氏は奈良県下江州領浅井・神崎両郡を中心とした金融講を詳論されている⁽³⁾。たしかに、頼母子講は、わが国農村における前近代的金融のなかで、重要なものであるが、この「庶民金融」の機関としての頼母子講が、既存の農民生活について幕末の貨幣経済と経済社会化行動指向のひろがりのなかで、どのような機能をもっているかについて、社会経済史の立場から総合的に分析した研究は必ずしも多くはない。

さらに、頼母子講が、その共同体的倫理性から、保険的思想の源流であるとする考えは保険史の中に位置づけられてから久しいものがあるが、頼母子講を生活秩序体としての保険団体として把握する社会学的考察は必ずしも多くはない⁽⁴⁾。少なくとも近代的生命保険会社明治生命保険会社が創設された明治14年の段階においても、その設立動機が利潤志向ではなく、当時の指導者層の相互扶助であったことは注目に値する。

明治生命が、英国生保業の経営技術を導入して発足したとはいえ、経営理念において、相互組織で経営されるべきことを考えていたことは、それに先立つ賦課式保険「共済五百名社」も相互扶助的性格のものであったことと照合する。保険制度を支える思想が、相互救済を中心とする無尽・頼母子講の中に瀰漫していることを考えれば、江戸時代の保険的思想と明治期の近代的生命保険事業草創期の保険思想は表面は断絶しているかに見えても、その底流においては十分連続性をもっていたことを認めないわけにはゆかない。保険思想の根源は、日本古来の頼母子・無尽の思想である。

頼母子講は、近代的生命保険事業成立の原初においてゆたかな土壌を提供していたことをわすれることはできない。この意味で、本稿は保険の源流としての頼母子講のケース・スタディである。

2. 摂津国豊島郡長興寺村の所領支配概況

ここにとりあげる摂津国豊島郡長興寺村は、現在の大阪府豊中市のほぼ中央に位置している。

注(2) 加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』(東京大学出版会、昭和58年)、595-614ページ。同書第12章、第1節において渋谷隆一教授が今日までの無尽研究史を詳細に叙述されている。

(3) 渋谷隆一「農業信用組織の性格と機能」高橋伊一郎・白川清編『農地改革と地主制』(御茶の水書房、昭和30年)、森嘉兵衛『興産相互銀行二十年史』上巻(昭和37年)、『森嘉兵衛著作集』第2巻、無尽金融史論、法政大学出版局、昭和57年、所収)、福山昭「近世後期・明治時代における頼母子講の展開」(大阪府立大学『歴史研究』第12号、昭和45年3月)、福山昭『近世農村金融の構造』(雄山閣出版、昭和50年)、岩橋勝「大和郡山における領主的金融講—江州領浅井神崎両郡を中心として—」(宮本又次編『史的研究—金融機構と商業経営』、清文堂出版、昭和42年所収)。

(4) 川島武宜・渡辺洋三「講の慣行と農村生活—長野県下伊那郡上久堅村の調査—」(1)、(2)、(『法学協会雑誌』第26巻第5号、第9号、昭和19年5月、9月)、鈴木栄太郎『鈴木栄太郎著作集1、日本農村社会学原理(上)』(未来社、昭和43年)、鈴木栄太郎著作集4、農村社会の研究』(未来社、昭和45年)。

(5)
長興寺村の領主支配は、はじめ幕府領、寛永2(1625)年から武蔵岩槻藩阿部領、正保4(1647)年から、上総飯野藩保科領、寛政7(1795)年からは飯野藩保科領および幕府領、ただし幕府領は天保11(1840)年から、同14(1843)年の間、高槻藩永井氏預り地であった。

寛文4(1664)年、諸大名に発給された朱印状を収録した『寛文朱印留』上によると上総飯野藩主あての領知朱印状・目録に記された豊島郡の村々は、小曾根・浜・長崎・北条・寺内・石蓮寺・長興寺・新免・轟木・勝部の一部・走井の一部・桜の一部・垂水の一部の13ヶ村(高3,186石912)で⁽⁶⁾ある。

飯野藩主保科氏は、高2万石の小藩であったが、南総の名門といわれ、初代正貞(まささだ)より十代正益(まさあり)まで転封することなく、220余年の間、当時日本三大陣屋の一つといわれた飯野陣屋(下飯野)を居所とした。

初代正貞は、慶安元(1648)年、大坂定番(玉造口)となり、1万石加増、合わせて1万7千石となり、大名に列した。

摂津国豊島郡浜村に浜屋敷を置き、ここに慶安中代官所を置いて豊島、能勢、河辺、有田の4郡および丹波国天田郡、近江国伊香郡の租税を収納させた。

村高は、摂津高改帳によれば、元和2(1616)年頃202石余、摂津草高帳では210石余、うち新田高7石余、「天保郷帳」では210石余、幕府領41石余であった。当地方は「碁石を打ちませ候よう」⁽⁷⁾(原田村明細帳)な入組支配となり、豊島郡地方は、代官地49村、一ツ橋領19村、旗本領36村、半原藩⁽⁸⁾12村(元岡部藩安部領)、飯野藩14村、麻田藩15村、岡田藩1村、堂上家領4村であった。

本稿では、飯野藩領長興寺村にたまたま残された大黒屋善兵衛頼母子銀集帳によって、当時の既存の農民生活について幕末の貨幣経済と経済社会化行動指向のひろがりの中で、頼母子講がどのよ

注(5) 福山昭氏のご教示による。『日本地名大辞典』(角川書店、昭和58年)、771ページ。

(6) 『寛文朱印留』上(東大出版会、昭和55年)257ページ。

(7) 関東でも極端な入組支配の例がある(山本弘文「近世江戸近郊農村の一考察」、『経済志林』第23巻第2号、昭和30年4月)。山本教授は、入組支配の理由として新田開発による領主配分をあげている。安岡重明教授は政治意図も重視されねばならないと主張され(安岡重明『日本封建経済政策史論』、有斐閣、昭和34年、122ページ—124ページ)、長興寺村においても、入組み錯綜した所領配置の原因のひとつに、徳川幕府の集権度の強さが考えられるとする安岡氏の指摘が妥当するに思われる。しかし、それが一方では領主権を脆弱にしたことも否めまい。

(8) 明治元(1868)年4月3日、安部信盛(あんべのぶおき、安部はあんべと読むのが正しい。以下飛田紀男氏を通じて本多美佐氏のご教示による。)のときに居所(いどころ)を武蔵岡部(現埼玉県大里郡岡部町)より半原に移して立藩した。これは居所の移動であり、移封ではないから実質的には岡部藩と何ら変らない名義上の新しい新設藩である。

寛永13(1636)年9月29日、安部信盛(あんべのぶもり)は三州八名郡及び宝飯郡内に4,000石の知行を加増され、その後、寛文8(1668)年、さらに3,000石の加増があり、三河で都合約7,000石となった。新知行地の民政実施にあたり、まず、代官所(陣屋)を半原に定めた。また、村人の心の拠りどころとして、洞雲寺を創設して人心の統一を計ったという。明治8(1875)年に半原村と下宇利村は合村して富岡村となったが、このときの富岡村が、現在の富岡区の範囲と一致するという。以上半原村の成立に関しては、篤学の郷土史家、本多美佐氏の原史料にもとづく研究によるところが多い(同氏「半原村の成立について」(その1、その2)、『郷土』(新城市郷土研究会)104号、昭和57年7月、105号、昭和57年10月)。

本多美佐氏は、洞雲寺文書などにもとづき、寛永から元禄にいたる半原藩の情勢を詳論しているので参照されたい。

表1 三つの頼母子講の開催一覧

年号	御殿様頼母子（第一次）							大黒屋頼母子（第二次）							新しい頼母子（第三次）						
	掛銀	村高	高石に付	高持	無高 (無高下)	家掛り		掛銀	村高	高石に付	高持	無高 (無高下)	家掛り		掛銀	村高	高石に付	高持	無高 (無高下)	家掛り	
						無高	無高下						無高	無高下						無高	無高下
天保14	690目	166石7斗9升7合4勺	1畝9分5厘	65軒	49軒 (9)	3畝4分5厘	2畝4分0厘														
15	690	163石7斗9升7合4勺	2畝8分5厘	63	48 (11)	3畝4分5厘	2畝4分0厘														
弘化2	690	163石7斗9升7合4勺	2畝8分5厘	65	45 (12)	3畝4分5厘	2畝4分0厘														
3	690	163石7斗9升7合4勺	2畝4分5厘	63	46 (8)	3畝4分5厘	2畝4分0厘														
4	690	163石7斗9升7合4勺	2畝7分0厘	64	47 (4)	4畝0分0厘	2畝8分0厘														
嘉永1	690	166石7斗9升7合4勺	2畝7分0厘	62	47 (2)	4畝0分0厘	2畝8分0厘	700目	166石4斗1升4合	2畝5分0厘	69軒	41軒 (17)	3畝0分0厘	1畝5分0厘							
2	690	166石7斗9升7合4勺	2畝7分0厘	64	47 (3)	4畝0分0厘	2畝8分0厘	420	166石4斗1升4合	1畝3分5厘	64	42 (17)	2畝2分0厘	1畝3分0厘							
3	690	—	—	68	46 (3)	4畝0分0厘	2畝0分0厘	406	192石6斗1升0合	1畝3分5厘	65	2 (16)	2畝1分0厘	0畝9分5厘							
3	—	—	—	—	—	—	—	395	—	—	—	—	—	—							
4	—	—	—	—	—	—	—	378	150石6斗3升4合	1畝3分5厘	65	39 (12)	1畝9分0厘	0畝9分5厘							
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
5	1貫400	—	—	62	—	—	—	332.5	167石3斗5升6合	1畝0分2厘	65	40 (12)	1畝7分0厘	0畝9分5厘							
5								250.5	—	—	—	—	—	—							
6								238	127石4斗5升0合	0畝8分0厘	62	36 (8)	1畝5分0厘	0畝8分5厘							
6								—	—	—	—	—	—	—							
安政1 (嘉永7)															675目	161石3斗3升2合	1畝9分3厘	61軒	36軒 (11)	2畝2分0厘	1畝2分0厘
安政2															675	158石1斗9升2合	1畝9分6厘	59	36 (6)	2畝2分2厘	1畝2分0厘
3															640	156石8斗6升5合	4畝1分0厘	62	—	—	—

(注) 無高の軒数のうち()内はそれに含まれる無高下の軒数

近世先進地帯、畿内における頼母子講の一考察

表 2 大黒屋善兵衛頼母子講一覧

会 目	年 月 日	掛 銀	村 高	高石に村	高持	無高	家 掛 り						
							高 持	無 高	④	無高下	⑤	④+⑤	⑥×100
第1会目	嘉永元年申12月16日	700目	166石4斗1升4合	2匁5分0厘	61(69) ^軒	41 ^軒	3匁0分0厘	3匁0分0厘	24 ^軒	1匁5分0厘	17 ^軒	41 ^軒	41%
第2会目	嘉永2年酉8月19日	420	166石4斗1升4合	1匁3分5厘	58(64)	42	2匁2分2厘	2匁2分0厘	25	1匁3分0厘	17	42	40
第3会目	嘉永3年戌4月5日	406	192石6斗1升0合	1匁3分5厘	65	41(42)	2匁0分5厘	2匁1分0厘	26	0匁9分5厘	16	42	38
第4会目	嘉永3年戌9月23日	395	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第5会目	嘉永4年亥4月6日	378	150石6斗3升4合	1匁3分5厘	59(65)	40(39)	1匁8分5厘	1匁9分0厘	27	0匁9分5厘	12	39	30
第6会目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第7会目	嘉永5年子3月29日	332.5	167石3斗5升6合	1匁0分2厘	58(65)	40	1匁6分0厘	1匁7分0厘	28	0匁9分5厘	12	40	30
第8会目	嘉永5年子9月27日	250.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第9会目	嘉永6年丑4月21日	238	127石4斗5升0合	0匁8分0厘	58(62)	37(36)	1匁4分0厘	1匁5分0厘	28	0匁8分5厘	8	36	22
第10会目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) ()内は正当数字

うな機能をもっているかを追求する。

しかし、残念ながら、本頼母子講については、議定書、仕法書など講全体の仕組みを明らかにするものがなく、銀集帳によってのみ解明しようとするのは無理であるが、そこから二、三の問題点を描き出してみたい。

3. 大黒屋善兵衛頼母子講の性格・特徴

まず、表1、表2のとおり、天保14(1843)年から嘉永5(1852)年まで御殿様頼母子講が行われており、嘉永元(1848)年から同6(1853)年までは大黒屋善兵衛頼母子講との二重興行となっている。前者の講についてはすでに拙稿を発表している⁽⁹⁾ので、表のみの掲出に止めたい。

表2の大黒屋善兵衛頼母子講(第二次)の村高は、1会目から10会目まで160石前後で変動している。これは畿内農村に貨幣経済が浸透しているからであって、変動的な浮動性のものになりやすい。嘉永元(1848)年から嘉永6(1853)年のわずか6カ年で村の持高事情が一変してしまうこともありうるわけである。⁽¹⁰⁾

ところで長興寺村のなかで飯野藩の所領高は200石であるから、そのうちの160石前後から負荷の対象、つまり計算基準になっているので、残りの30石はいったいどうなっているのだろうか。推察するに幕府領の農民が、飯野藩領の田畑をもっている場合も考えられる。近隣の村の農民が、長興寺村の田畑をもっている所謂入作状態にあったのであろうか。

注(9) 拙稿「保険共済思想の源流としての頼母子講について—大坂豊中長興寺村の場合—」(『所報』生命保険文化研究所、第60号、昭和57年9月)。

(10) 宮本又次「近畿農村の秩序と変貌」(宮本又次編『近畿農村の秩序と変貌—「商業的農業の展開」統編—』有斐閣、昭和32年、所収)14ページ。

4. 飯野藩の財政と権力

さて、飯野藩の研究動向が不明で、この藩の財政を取扱った研究は、管見の限り皆無である。藩財政の実態が不明なので、集めた講金をいかなる形で藩財政に流用していたのか、その方法を窺う資料を見出し得ない。

直ちに頼母子講を、このような形で強制的に組織して返済を期待せず直接藩財政に入れてしまったと思われる。これでは献金と同様で、御末進取立講に近い仕法で、いわば献金講とも呼ぶべきものである。

その講の運営において花クジを行なったりして若干の享楽的要素はあったかも知れないのであるが、これらの事実を含めて、その飲食費の項目も、資料の上にこれを発見できなかつた⁽¹¹⁾。

藩財政の実態は不明であるが、本講のような零細な規模の講を行なっていること自体、これは逆に藩財政の困窮を反映しているのではないかと推察されよう。講金の規模も700目であって、それほど大きいものではない。

しかし、一方で100人余の講員を強制的に集めた動員力をみると、藩権力の余力がまだ多少残っていたことを思わしめる。ここで、近隣の他藩の状況を見よう。

この近傍の高槻藩領(高槻市東南)においては、飯野藩のように飛地支配ではなく、領内全域を対象にした講を組み、講金は領主財政にストレートに入っている。すなわち、献金の形態をとって⁽¹²⁾いる。

また、隣の2万石余の安部氏領岡部藩(のち半原藩)では、藩の借財は増加の一途なので寛政3(1791)年5月には、支配下4郡村々にクジ頼母子に強制加入を命じたが、村々には近年の凶作による困窮で掛銀の工面ができないといって断っている。

さらに、領主が幕府から日光祭礼の奉行役を下命されて、領分100石につき金2両の割の用金を命じたときも同様に拒否している。ことに、先年来、たびたび御用金を納入しているから「必至困窮」の状態にあると訴えた。⁽¹³⁾
⁽¹⁴⁾

注(11) 本頼母子講と時を同じくして併行して興行された「御殿様頼母子講銀集帳」には「八拾目講入用銀利足」とある。これは講の運用銀を誰かが立てかえて、それに対する利子を村として負担していたのである。講会を開いたときの費用(主として飲食費用)を誰かが立てかえて、それに対する利子を何らかの掛銀等とまとめて講元へ提出したと思われる。ただし、利子に対する元金が不明なので、利率を判定できない。しかし、各年の「大黒屋善兵衛頼母子講銀集帳」には講入用銀の項目はない。

(12) 『高槻市史』第2巻本文編(2)(高槻市役所、昭和59年)465ページ。高槻藩の嘉永5(1852)年に開始した千人講では一株掛銀一ヶ月銀三匁で、規模は小さいが領内全部で564株をまとめている。これは領主的金融講のなかでもかなり露骨な献金講といえる。またもっとも功妙な仕方と思われるのは文久2(1862)年から開始した講においては、ある一定収支のモデル計算がなされていて、収益の多寡を判定して、それを藩財政に投入している。その場合は領内の株数は2万5,000株の規模である。要するに、高槻藩は財政難を回避する一つの手段として頼母子講を利用していたと思われる。

安部氏領岡部落（のち半原藩）、麻田藩では、村入用の使途の公開を要求したり、村役人のリコールを行ったりしている。

岡部落（のち半原藩）は、本頼母子講の飯野藩と同様、遠隔地所領に必然的と思われる領主権の脆弱性が赤裸々に現われたものというべきであろう。それに比べると飯野藩の領主権は、まだ多少の安定を得ていたのではないかと推定される。いずれの講も藩の借上金や強制献金であり、たとえ借上とはいっても実際には返済しないものであった。

5. 三つの頼母子講

すでに述べたように、この地域にはいくつかの講が併存して興行されていた。

一つは「御殿様頼母子講」であり、いまひとつは「大黒屋頼母子講」であり、さらに安政元（1854）年から再び掛銀675目のあたらしい講の興行が始まっている。

表1のとおり、年代の降るにつれて掛銀と村高、「高石＝付」もいずれも減っているが、農民中の高持と無高の構成比率をみると、無高の占率が上昇していることがわかる。

とくに、御殿様頼母子に比べて大黒屋善兵衛頼母子の無高占率の増加が顕著である。なかでも無高層における家掛りが御殿様頼母子の2匁8分であったのが、大黒屋頼母子においては、8分5厘にまで減少しているが、第三次頼母子で1匁2分にまで増加しているのが目立った変化である。

もともと、殿様発起の無尽においては、最初の掛金は殿様がとるが、その後の掛け返しをしないために自然に無尽が成立しなくなることが多く、掛け倒れの無尽の異名を殿様無尽⁽¹⁵⁾といったが、長興寺村の御殿様無尽も最後まで行なわれたかどうか、9回目以降の史料を欠くので判明しない。大黒屋頼母子も第9回目までで以後の史料を欠き、翌年、新規の講（第3次）を始めているが、その間にいかなる事情が介在したのか、これを語る史料はないが、第1次から第3次まで、ある時期はオーバーラップして講を次から次へ興行していることは、殿様発起から大黒屋善兵衛の発起へと主宰者は代わっても藩財政の困窮を救うための手段であったであろう。

殿様無尽の肩代り返済で、大黒屋が再び講をはじめたのであろうか。殿様無尽はとりきりで返済するつもりはないので、こんどは、出資者が返済を期待してもう一度行ないたいということで大黒屋の興行に参加したものか、それは不明である。しかし、これも途中で挫折してさらに第3次の新規の講が組まれてゆく、その循環過程には、参加した講員である農民層に、この頼母子講が与えて

注（13） 御用金については次の文献がある。幸田成友「天保十四年の御用金」（『商学研究』第5巻第2号、大正15年11月（後に、幸田成友『日本経済史研究』大岡山書店、昭和3年、ならびに『幸田成友著作集』第1巻、中央公論社、昭和47年に所収）。その他これに関連するものとして中井信彦『転換期幕藩制の研究—宝暦天明期の経済政策と商品流通—』（塙書房、昭和46年初版、昭和56年再版）。

（14）『豊中市史』第二巻第三章近世の豊中、昭和34年、280ページ。

（15）児玉幸多『近世農民生活史』（吉川弘文館、昭和56年）90ページ。

きた影響をみななければならない。

また、同一地域の農民に三つの頼母子講が重複して行なわれていた事実は、藩の強制によるものか、あるいは、農民の金融講施行に対する積極性を語るものであろうか。

6. 農民構成と頼母子講

講の行なわれる時期は、通常春3月、秋9月が選ばれるが、長興寺村の御殿様頼母子講は、すべて11月である。大黒屋頼母子講は、4月、9月に行なわれており、こちらは農民の要求をある程度くみ入っていたのではないと思われる。

もっとも、講の開催時期については、地域性もあり、画一的に律することはできないが、畿内における貨幣経済の進展により、貨幣に対する需要が高いため、農業の繁閑期に関係なく、頼母子講が開催されたとみられる。こうした米麦のみから一歩進んだ状況が畿内の商業的農業を発展させたことは周知のとおりである。

大黒屋善兵衛なる人物は、おそらく町方の商人で藩の命をうけて頼母子講を組んだものであろう。その銀集帳の内容と講のメンバーは、先行の「御殿様」頼母子講と殆ど同一であるから、個人名を冠してはいるが、藩営頼母子、すなわち岩橋勝教授が称される領主的金融講⁽¹⁶⁾であった。

表2を検討しよう。

掛銀を高割(掛)と家割(掛)に分けて高持と無高合計100余人が参加している。

高持百姓には、石に付2匁5分から1匁3分、なかには8分に換算して高掛りとし、これに家割(家掛)を3匁、2匁2分2厘、1匁9分、1匁5分というように、年度によって一律に課しており、高掛りと家掛りの合計が掛銀となる。

一方、無高層に対しては、当然のことながら高掛りはなく家掛りのみを課し、これが掛銀となる。ただ、ここで注目すべきことは、無高層をさらに区分して無高と無高下(無高の中でも何らかの意味で下層なのであろう)とし、家割を全く別個にしていることである。一般の無高、いわば無高上層には表2にみるように、高持百姓よりも1分ないし2分2厘高い家割を課していること。そして無高下、いわば無高下層は、無高上層より8分ないし1匁も低い家割(掛)となっている。

無高上層の家掛りが、なぜ高持よりも若干高くなっているのか。また、なぜ無高下層という段階を設けたのか。各種商業に従事して生活が楽なためであろうか。ほかに史料がないので推論できかねる。

ともあれ、長興寺村の階層分化が進み、高持、無高の広汎な出現があったことがわかる。本講に

注(16) 岩橋勝「大和郡山における領主的金融講—江州領浅井・神崎両郡を中心として—」(宮本又次編『史的研究—金融機構と商業経営』清文堂出版、昭和42年所収)。岩橋勝「尼崎藩における領主的金融講の構造と展開」(『兵庫史学』第44号、昭和41年7月)。

参加した無高は、全メンバーの40%近くに達していることも注目され、そのうえ、この無高層の中での無高下の占率が、表2のとおり $\left(\frac{\text{㊤}}{\text{㊤}} \times 100\right)$ の欄、第1会目は、41%に達していたが、第3会目には38%となり、第5会目、第7会目は、いずれも30%、第9会目が22%と減少したのはなぜであろうか。単なる農民の階層分化の進展とか、これを進めた貨幣経済の動向、商品経済にかかわる要因によるのであろうか。もちろん、こういう要因もあるが、これはやはり家割りの問題に帰せられよう。

7. 石高制と頼母子講

普通の年貢のときは、こういう家割はありえないので、年貢は高に正比例で割り付けられる。頼母子や村入用の費用は、この例のように、家割りの形で一律に割り付けられるときもある。この場合、石高が多いほど実質的な負担は少なくなり、無高ほど実質的な負担が多くなる。すなわち累進ではなくて逆進となってまことに不公平である。

そのうえ、幕末になると石高制は、形骸化してしまい実際の生産高を表わしていないから、石高にわりつけた高掛りより一律に課された家割の方が百姓の苦痛となる。しかも無高は、家割において、高持よりも高いのだから、その苦痛は加重される。無高が早く高持への上昇をめざしたのも首肯できるものがある。高持になった無高は数人存在する。

一方、畿内周辺では、剰余労働力の創出が可能なので、近傍の大坂、尼崎、伊丹、池田へと労働力を移動して生活の資を稼ぎ出したために、無高下層でも土地への密着が可能となったと思われる。

長興寺村のように「大坂市中に地続きの村においては、幕末期に石高所持量のみで階層区分を行なうのが唯一の方法だとすることは困難⁽¹⁷⁾」というより無意味である場合もあった。

8. 農民の階層分化

石高制は、表3とも関連してくるが、前述のとおり、石高自体は実際の生産高とは、この時期には乖離していて結びつかないが、表3からもわかるように、かなり無高が多い。全体に高持でも零細な者が圧倒的であって、こういう村の場合、この村の農民が自村の中で高をもっているだけでなく、周辺の村へ出て、そこに土地をもつという場合が考えられるが、史料には見出し得ない。

したがって、表3は、農民の経営規模ともストレートに結びつかないこと、また、実際の生産高とも無関係であることは明白である。近世後期には、石高は形骸化しているので、石高が低いから経済力がないとはいえない。

注(17) 津田秀夫『幕末社会の研究』(柏書房、昭和53年)、137ページ。

表 3 長興寺村農民階層分化表

	第1会 嘉永元・申		第2会 嘉永2・酉		第3会 嘉永3・戌		第5会 嘉永4・亥		第7会 嘉永5・子		第9会 嘉永6・丑	
	軒数	%	軒数	%	軒数	%	軒数	%	軒数	%	軒数	%
10石以上	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
5—10	7	6	7	7	8	8	7	7	9	9	6	6
1—5	24	22	23	22	21	20	20	19	19	18	19	19
0—1	14	13	12	11	12	11	13	13	13	12	15	15
0	24	22	22	21	24	22	24	23	22	21	21	21
無高	41	37	42	39	42	39	39	37	40	38	36	38
合 計	110	100	106	100	107	100	104	100	105	100	98	100

商業活動の盛んな長興寺村においては、持高の低さはそのまま経済的地位の低さを意味しないから、実質的な経済力に応じて講への参加が求められたのかもしれない。

また、無高層を講に参加させたのは、かれらを農業労働力として農村内部に引きとめるために、領主側が参加に対して強い規制を加えたものと考えられる。にも拘らず、それが必ずしも有効に作用していないのは、無高下層の軒数の減少である。表3のとおり、占率は減ってきている。

表3から導出されるところは、種々議論が分かれるところであろう。零細な高持の停滞、無高下層の減少とみられようか。中間層(1石～5石)が増え、比較的平均化した中小規模の高持で村が構成されている。

要するに賃労働者の絶えざる創出があり、とりわけ、無高下層ほど貨幣経済に席捲されざるを得ない状態になっていたこと、しかも、労働力市場が大坂を中心にして買い手市場であり、このため労賃が上昇する。このころになると、農民には計算性が要求されてくるから農民を包摂していた共同体的規制を掌握することで成立していた村役人層、本家農民層の規制力は弱くなる。

天保12(1841)年および安政4(1857)年に近隣の岡部藩(安部氏領・のちの半原藩)の摂津の飛地豊島郡桜井谷における代官不正に対する桜井谷騒動などは、こうした社会関係の変質の上に生じたものである。

長興寺村においては、この期以降幕末まで土地所有を示す史料は存在せず、とくに入組支配のために全村の事情を示す史料は少ないというよりは皆無である。

階層分化・中小農民の没落といっても、それはあくまでも社会的にであって、その中に特定の高

注(18) 津田秀夫氏は、「大坂周辺地域では、無高借家層が事実上の賃労働化している点は、よく知られているのである。しかも、労働力市場がこのような地域を中心に買手市場であり、このために、労賃がつりあがるのである」(津田秀夫, 前掲書, 137ページ)と指摘している。

このような問題に関連しては次のような論文がある。宮本又次「徳川期大阪近郊の農業経営—西成・東成・住吉郡の場合—」(宮本又次編『商業的農業の展開—近畿農村の特殊構造—』有斐閣, 昭和30年, 所収), 及び宮本又次「近畿農村の秩序と変貌」(宮本又次編『近畿農村の秩序と変貌—「商業的農業の展開」続編—』有斐閣, 昭和32年, 所収), 18ページ—19ページ。

持の上昇や無高層の内部にも頻繁な交代があったのである。

このような変動を含みながらも、長興寺村の階層構成は、近世後期には停滞的であったと思われる。とくに、天保14（1843）年からの「御殿様頼母子講」よりも嘉永元（1848）年開始の大黒屋善兵衛頼母子講の方に停滞的な態様を看取できるのである。

9. 上方における金遣い、銭遣い

嘉永元（1848）年、大黒屋善兵衛頼母子講銀集帳の冒頭の部分を次に掲出しよう。

- 一 七百目 但 七歩持
内三百目 家打銀引
残四百目 村方高に割
村高
百六拾六石四斗壺升四合
石=付
貳匁五分打
- 一 廿三匁七分壺厘 五郎兵衛
又三匁 家打
メ廿六匁七分壺厘
内金貳分代三十一匁八分五厘
残五匁壺分四厘 過
過受取
- 一 拾貳匁八分五厘 磯 七
又三匁 家
メ拾五匁八分五厘
内拾五匁九分貳厘（金壺分代）
残七厘 返済済
- 一 拾九匁四分九厘 新左衛門
又三匁 家
メ廿二匁四分九厘
内金壺分貳朱代貳拾三匁八分八厘
残壺匁三分九厘過 相渡ス
- 一 四匁壺分 重左衛門

- 又三匁
メ七匁壹分
内金貳朱壹ツ代七匁九分六厘
残八分六厘過相渡ス
- 一 壹匁九分壹厘 八左衛門
又三匁 家
メ四匁九分壹厘
内七匁九分六厘(金貳朱代)
残三匁五厘過戻ス
- 一 九匁壹分四厘 長兵衛
又三匁
メ拾貳分四厘
内拾五匁九分貳厘(金壹分代)
残三匁八分三厘過
此ゼニ三百八拾三文戻ス

(以下略)

掛銀700目の次に「但七歩持」とあるが、素朴に考えると1貫目を村に課されてきたが、村としては70%を抛出したということであろうか。300目を家掛りとして残り400目を村石高に割りつけている。すなわち村高で割り、2匁5分打となる。

五郎兵衛は、9石4斗の高持なので、高掛り23匁7分1厘に3匁の家割を加えて、しめて26匁7分1厘。これを金で取引すると金2分である。さらにこれを銀に換算すると31匁8分5厘(金1分は銀15匁9分2厘)となり、31匁8分5厘から26匁7分1厘を差引いて残5匁1分4厘過となる。

次に「磯七」は、5石1斗の零細な高持である。内15匁9分2厘とあるが、このあとに「金壹分代」の文字が省略されている。すなわち金高を省略しており、八左衛門、長兵衛のいずれも、それぞれ「金貳朱代」、「金壹分代」の文字を括弧で補なっていた。

持高3石6斗の長兵衛は、残3匁8分3厘で「此ゼニ383文戻ス」とある。

以下、平蔵メ6匁6分5厘、此ゼニ679文取、新兵衛も1匁1厘「此ゼニ101文戻ス」、常次郎メ4匁6分「此ゼニ469文取」とつづく。銀1匁はほぼ銭100文の公定相場通りである。

なかには、内金2朱一ツ代7匁9分6厘とあるのは、かたまった2朱のコイン1個の銀換算が7匁9分6厘ということである。

もっとも、金2朱がつねに銀7匁9分2厘とは限らず、7匁9分8厘とか、8匁2分6厘になっ

ているものもある。

金壹分代の銀換算が、15匁9分2厘というが年代によっては16匁5分2厘のこともあり、金1兩は、銀63匁7分のこともあれば、74匁のこともある(金1兩は銀60—65匁)。すなわち、日々銭相場、金相場がたっているからである。

しかし、単年度では同じ比率になっており、年度により金の相場の異なることがよくわかる。孫岩という両替屋も文書にみえるが、金相場は次第に騰貴しているが、これについては別稿を予定している。

大黒屋善兵衛頼母子講銀集帳の分析でいえることは、幕末の長興寺村においては、金と銭で取引していたということである。

銀目表示ではあるが、銀は一つの計算単位でしかなく、この頃になると、銀は流通していないのではあるまいか。

明和・文政期には、南銀2朱銀を同様の計数貨幣として通用させ、これが多量に流通していたことは周知のとおりであるが、⁽¹⁹⁾当時の幕府が関東＝金、関西＝銀の二本建の本位制を一体化したい意向をもっていたが、現実には、関西においても金の流通が、現実存在したことをこの銀集帳が示しているのは興味を惹かれるところである。

この銀集帳の伝えるところを素直に受取ると、以上のような結論に到達する。

言うまでもなく、金で取引をすると銀目建との間に過不足が生ずるが、その過不足を銭で微調整しているわけである。すなわち過は戻し、不足は取っている。

ここで重ねて言えることは、上方の「銀遣い」、「銀建」、関東の「金遣い」、「金建」という定説に対して、上方では、表向き計算表示単位としての「銀建」に結びつけながら、名目は「銀建」で、内実は「金遣い」および「銭遣い」が盛行していたことをこの銀集帳は物語っているが、そうかといって若干「銀」が併存していることは勿論である。

さきに田谷博吉教授が、⁽²⁰⁾鴻池与三吉家文書にもとづき、大坂両替商の相場帳により「銀目の空位化」を提唱されたが、上記はこれを傍証する史料の一部とはなろうか。「金遣い・銭遣い経済圏」の一つとして関西をとらえられないであらうか。

注 (19) 文政7(1824)年から天保13(1842)年に南銀2朱銀、文政12(1830)年から天保11(1840)年に南銀1朱銀を鋳造して多量に流通させたが悪貨としての評判が高かった。石井寛治『日本経済史』(東大出版会、昭和52年)、25ページ参照。

(20) 具体的には田谷博吉教授の一連の文献を参照されたい。田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、昭和38年)、田谷博吉「金遣いと銀遣い」(『歴史教育』第13巻第10号、昭和40年10月)、田谷博吉「江戸幕府御為替の仕法—享保期銀座史料による再検討」(『同志社商学』第20巻第1—2号、昭和43年7月)、田谷博吉「幕末期関西の流通貨幣—鴻池与三吉家文書の紹介を兼ねて—」(大阪府立大学『歴史研究』第14号、昭和47年12月)、田谷博吉「江戸時代貨幣表の再検討」(『社会経済史学』第39巻第3号、昭和48年8月)。

さらに、「銭遣い」については、岩橋勝「徳川後期の「銭遣い」について」(『三田学会雑誌』第73巻第3号、昭和55年6月)、岩橋勝「再び徳川後期の「銭遣い」について」(『三田学会雑誌』第74巻3号、昭和56年6月)を参照。

関西における本来の通用貨幣たる丁銀・小玉銀に代って文政1朱銀、天保2朱銀の小額貨幣が多く用いられ、いうなればそれは「銀目の空位化」といえよう。

銀集帳にみえる「金二朱沓ツ」というような金位の小額貨幣が流通していたことがわかる。

銀集帳で「過」は「銭」にして農民に戻しているが、この過銭の合計額は、過不足の調整額なのであって、トータルしてみてもさしたる金額ではない。

この地方では、現金取得の機会は多かったと思うが、この時期、畿内農村において現金の授受がかなり行なわれていたことは敢えて珍しくはなく、かかる地域は多かったはずである。ここに表われる額はそれほど多量の額でもないが、ただ金と銭が流通していたことをいえばたりるのである。

10. 農民と銭

表2をみると、無高層の占率が41%から次第に減少しているのはなぜであろうか。

また、第三次頼母子講の場合のように、無高下層の占率が16%に減ってもなお農村内部に留まり得たのはなぜであろうか。

農民層の分解を促進したのは、長興寺村に浸透した貨幣の使用に基づく商品経済の流通であって、本頼母子講が農民から収奪したとしても、これだけでは階層分化を促進した要因とはならないであろう。消費経済の発展などほかの要因が重層的且つ複合的に併存しており、本頼母子講は分解促進の一要因であるかもしれないが、頼母子講による側面だけを抽出することは危険であろう。ここでは、こういう事実があったと指摘するにとどめたい。

また、大坂周辺は無高下層は、余剰労働力の放出がきく一方、農間余業に精を出し、小商品生産で暮しを立てているので、まだまだ農民下層の土地への密着が可能であったとみられるのである。

畿内とりわけ摂河泉の農村経済は、社会経済史の研究者が好んでとりあげたところで、その著書・論文は枚挙に遑がなく、研究の層の厚いところであることは周知のとおりである。⁽²¹⁾

大坂平野の農村は、従来先進地域の第一のところとしてとりあげられてきた。その場合簡単にいえば、商品生産の進展、階層分化の深化、早い時期からの寄生地主制の発達などが、経済史の側面における先進性である。

畿内における商業的農業の展開については、幾多先学の業績がある。⁽²²⁾

注(21) 摂河泉の農村経済に関する主たる文献をあげると次のとおりである。戸谷敏之『近世農業経営史論』(日本評論社、昭和24年)、藤田五郎『封建社会の展開過程—日本における豪農の史的構造—』(有斐閣、昭和27年)、古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制—近世畿内農業における—』(東京大学出版会、昭和29年)、今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』(有斐閣、昭和30年)、宮本又次編『農村構造の史的分析』(日本評論新社、昭和30年、本書に近畿農村の構造分析として7編の論文が所収されている)、川端直正編『大阪府郷土研究史料目録』(昭和33年)、大阪歴史学会編『封建社会の村と町—畿内先進地域の史的研究』(吉川弘文館、昭和35年)、福山昭『近世農村金融の構造』(雄山閣出版、昭和50年)。

長興寺村に消費経済を直接示す史料はないが、商品生産の展開度の高い畿内大坂近郊陸続き平地の近隣農村の中では商業経営の例証がいくつか存在する。

嘉永元（1848）年正月に桜塚村（岡部落・のち半原藩）の嘉兵衛が桜井谷役所に出した訴状によると、嘉兵衛が農業の余暇に小間物と綿商を営み、長興寺村の久吉を日雇にを使って商用させていたところ、前年の弘化4（1847）年11月末、嶋下郡茨木辺に使いに出したが帰宅せず、取引先の岡町綿屋九兵衛、岡町河内屋甚七、桜塚村半九郎、小曾根嘉兵衛等4軒の銀3貫目を持って逃亡した事件も起っている。⁽²³⁾

長興寺村の米仲買商人「四平」や穀物仲次の「綿屋清次郎」はれっきとした商人で通っていた。⁽²⁴⁾

本頼母子講によれば、既述のように、農民間の取引は金と銭で行なわれているが、いったいどの程度の銭が蓄積されていたものか判明しない。そうかといって過不足の銭の微調整額を合計してもあまり意味がない。

多量の銭の流通は考えられないが、長興寺村の農民が銭を蓄積し得たとすれば、それは小商品生産が一般的に成立して萌芽的利潤が無高上層部以上の手許に残されるという状況が背景にあったのではあるまいか。これらの背景を前提にしてはじめてわれわれは、長興寺村の資金需要の増加と、それに対応して利貸経営のほかに、それに対する資金供給市場として、数次にわたり興行された広範な頼母子講の実態を把握できるように思われる。

この時代の農民は、生きてゆくための知恵やしたたかさを持ち合わせているのであって、長興寺村の農民もかなりの力をもっていたと考えられる。近世を通じて生産力の増大は指摘されているところであるが、長興寺村は大坂近郊であって、商業的農業が発展している。もっとも大きな特徴は、いままで述べてきたような貨幣経済の進展である。農民の生業も多種多様で、貨幣収入を得る道が

注（22） 商業的農業に関連する主たる文献には次のものがある。古島敏雄『近世における商業的農業の展開』（社会構成史大系）（日本評論社、昭和25年）、高尾一彦『摂津平野郷に於ける綿作の発展』（『史林』第34巻第1・2号合併号、昭和26年2月）、八木哲浩『摂津国武庫郡上瓦林村における農業経営』（『ヒストリア』第10号、昭和29年11月）、津田秀夫『幕末期摂津型地域における商品経済の展開について』（『社会経済史学』第20巻第3号、昭和29年12月）、前掲、宮本又次編『商業的農業の展開—近畿農村の特殊構造—』、前掲、宮本又次編『近畿農村の秩序と変貌—「商業的農業の展開」続編—』、安岡重明『日本封建経済政策史論—経済統制と幕藩体制—』（有斐閣、昭和34年）、安岡教授は同書の中で主として畿内の綿作を通じて封建社会における商品生産の発達の様相とそれに伴って生ずる藩経済の変化、財政経済政策の変質について詳論されている。また、領域経済（領国経済）の変質と、それに対してとられた領主の諸政策の展開を追求されている。八木哲浩『近世の商品流通』（塙書房、昭和37年）、新保博『封建的小農民の分解過程』（大原新生社、昭和42年）、津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』（御茶の水書房、昭和52年）。

また幕末における幕府の商業統制とこれに対する農民の反応については、次の論文を参照されたい。津田秀夫「幕末期大阪周辺における農民闘争」（大会報告）（『社会経済史学』第21巻第4号、昭和31年2月）、津田秀夫「地主制形成期における小作騒動」（歴史学研究会『明治維新と地主制』、岩波書店、昭和31年、所収）。

（23） 前掲、『豊中市史』第二巻、第3章近世の豊中、299ページ。

（24） 前掲、『豊中市史』第二巻、第3章近世の豊中、262ページ。

（25） 安沢みね「多摩の頼母子講」（『多摩のあゆみ』（多摩信用金庫、第4巻、昭和51年8月）、安沢みね「近世後期における農村金融の展開」（『神戸女学院大学論集』第26巻第3号、昭和55年3月）、内藤二郎「いわゆる従属的農民層—水呑無高に対する疑問—」（『日本歴史』第160号、昭和36年10月）。

大きく開かれてきたと同時に、金を費す機会もふえたのである。

無高百姓といっても、これを文字通り解することは、実態の把握を困難にするように思われる。かれらは、田畑の耕作以外に桜塚村の嘉兵衛のように綿商を営み、また仲買や小商売あるいは手職、賃稼ぎで金を手にしている。

年貢や小作料の取立に苦しんでいる農民とはまた別のたくましい農民像が画かれるように思われる。

麻田藩の財政改革⁽²⁶⁾、二度にわたる岡部落の桜井谷騒動⁽²⁷⁾など、安政期の騒動の結果、抜本的な財政改革が農民側の要求で断行された。麻田藩においては、農民側の強く要求した財政再建策は、廃藩になるまで続行されたことも特筆される。

当時の農民は、歴史的評価よりも、はるかに大きな力をもっていたと考えられる。

三度にわたる講に、その都度参加した長興寺村の100余人の農民たちは、それぞれの講が理不尽な強制であれば拒否できたはずであるが、それをせず、頼母子講(金融講)に参加したのはなぜであろうか。この期における金融講興行に対する農民の積極性はみとめられる。農民側にもそれだけの利用価値があったからであろう。それでなければ、同一人物が前後三つの頼母子講に名をつらねて、たとえ少額とはいえ金を授受していたはずはないのであって、農民の貨幣需要の増加もその一つであったと思われる。

11. おわりに

大黒屋頼母子講は藩営としては、資金規模は零細といっているが、広範囲に高持、無高を動員している。

飯野藩は、幕末の財政難を解決するため年貢の先納、あるいは町方、在方商人の御用金などに手を打ったが、万策つきて頼母子講を施行したと推察される。長興寺村の農民は、これらの頼母子講に応じたが、いずれも或程度の貨幣の流通を残存させて終っている。10余年にわたる銀集帳の分析を通じて上方の「銀遣い」、「銀建」、関東の「金遣い」、「金建」という定説に対して、上方では、表向きは計算表示単位としての「銀建」に結びつけながら、その内実はむしろ関東と同様の「金遣い」、「金建」また「錢遣い」、「錢建」であると畿内周辺を捕捉できるのではないかという、あらたな問題提起をあえて行なった。

とくに、「銀目の空位化」と金相場の騰貴が認められた。

貨幣の流通と関連するが、本頼母子講が農民の階層分化に幾分かの衝撃を与えたと推察されるこ

注(26) 前掲、『豊中市史』第二巻、282ページ。

(27) 小林茂「摂津国豊島郡桜井谷騒動について—近郊農村周辺部の研究—」(『歴史評論』第7巻第6号、昭和28年6月)。

とである。もちろん，そうした変化は，頼母子講だけに限らず，商品経済にかかわる諸要因が重層的且つ複合的に影響していることであるが，頼母子講もその素因のひとつであろう。

いまひとつは，本頼母子講が掛銀額は少額とはいえ，ある程度の金を100余人の農民から集収していることである。農民の日常生活のなかに，金，金銭が取引消費されていた事実は，当時の農民の経済力がある水準に達していた証左であって，幕末期には想像以上にゆたかな資金が農村内部に蓄積され，流通していたことがわかる。

また，その流通をさらに促進したのが，頼母子講であったということができよう。

今後，農村金融の研究は，農村での商工業の発展から資金需要の方向へ，さらに市場利子率の動向という体系的把握へ進んでいるように思われる。

また，大坂の「株仲間」あるいは畿内農村における「在郷商人」と「講仲間」とのかかわりや闘争は，寄生地主制との関連を含めて大きな問題意識であろう。

関東・東海では，幕府貸付金などの関連が強いようであるが，その点，畿内ではより独自の講の発達がみられるのは，先進性をうかがわせる。

今後の課題として，講の地域構造などを明確にしてゆきたい。さらに，地域の性格や経済条件，社会的環境の違いで講の実態や為政者の態様が，どのように変化するのであろうか。これらについては是非とも比較研究をしてみたいと願っているのは筆者だけではあるまい。

(千葉商科大学助教授)